

中学校における部活動指導員配置促進事業費補助金交付要綱

(平成30年5月28日北海道教育委員会教育長決定)
(令和元年7月23日一部改正)
(令和2年12月8日一部改正)
(令和3年4月16日一部改正)
(令和4年5月11日一部改正)
(令和5年9月12日一部改正)
(令和6年5月23日一部改正)

1 通則

中学校における部活動指導員配置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内で行うこととし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

2 交付の目的

この補助金は、市町村（札幌市を除く。以下同じ。）が、公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含むものとし、札幌市立の学校を除く。以下同じ。）への部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第78条の2に規定されている部活動指導員をいう。以下同じ。）の配置を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、市町村における部活動指導員の配置を促進し、もって、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。

3 交付の対象及び補助金の額等

- (1) 北海道は、市町村が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として北海道が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (2) 補助事業の内容、補助基準額、補助対象経費及び補助金の額は、別記に掲げるとおりとする。

4 申請手続

市町村は、この補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（教育第1号様式（平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号に定める様式をいう。以下「教育第〇号様式」について同じ。））に別に定める書類を添付して、別に定める日までに、北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

5 交付決定の通知

教育長は、上記4による補助金等交付申請書が市町村から提出されたときは、審査の上、交付決定を行い、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める条件のほか、次の条件を付して市町村に送付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合は、道の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（教育第17号様式）に別に定める書類を添付して提出し、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。
ただし、補助金の交付決定額に変更がなく、かつ、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な

遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められる場合は、この限りではない。

なお、教育長が承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

6 申請の取り下げ

補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

7 状況報告及び調査

教育長が、必要があると認めるときは、補助事業者に対し状況報告を求め、又はその状況を調査することがある。この場合、補助事業者は、速やかに状況報告書を教育長に提出しなければならない。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（教育第24号様式）に別に定める書類を添付して、事業完了後30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定

教育長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（5(2)の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

10 交付決定の取消等

教育長は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）若しくはこの要綱又はこれに基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

11 補助金の経理

補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整備し、これを事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

12 その他

上記に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記

中学校における部活動指導員の配置促進事業

1. 事業の目的

市町村が、公立の中学校において実施される部活動に部活動指導員の配置を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、市町村における部活動指導員の配置を促進し、もって、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、公立の中学校を設置する市町村とする。

3. 事業の内容

公立の中学校の設置者が、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業で、次に掲げる全ての事項を満たすもの

- (1) 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）（活動時間：週11時間程度（平日2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む。）3時間）、休養日：週2日以上（平日1日、土曜日及び日曜日1日以上）、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。
- (2) 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

4. 補助対象経費

上記3の事業に要する経費のうち、次の経費（同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。ただし、ガイドラインの改革推進期間（令和5年度から令和7年度まで）において、引き続き部活動指導員の配置に取り組むとともに、今後の地域連携・地域移行に関する方針を策定済み又は策定予定である場合については、この限りではない。）

- (1) 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）
- (2) 期末手当・勤勉手当
- (3) 交通費（ただし、次の条件を全て満たす場合に限る。）
 - (ア) 人材バンクを立ち上げている、若しくは、人材バンクの立ち上げ計画を作成している、又は道の人材バンクに積極的に参画する市町村
 - (イ) 交通手段が車（他の交通機関がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）で、片道の通勤距離が60km未満のものに要する経費

5. 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満切捨て）について予算の範囲内で補助する。